

日弁連の
より利用しやすい民事司法と
ITの時代に即応した
提訴手数料等の在り方に関する
立法に向けた提言

2024年1月18日 の解説

2025年 3月

日本弁護士連合会
民事司法改革総合推進本部



はじめに

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと比較して、日本の民事訴訟の少なさは著しいものがあります。特に、人口10万人あたりの民事第一審訴訟新受件数の対比を見ると、日本の少なさに愕然とします。日本の市民、企業は多くの事件で泣き寝入りをしているのではないのでしょうか。その理由の一つに、日本は、国に納める提訴手数料が高額であるとの指摘があり、提訴手数料の抜本的見直し(手数料の低・定額化)が必要ではないかという視点が、日弁連の「より利用しやすい民事司法とITの時代に即応した提訴手数料等の在り方に関する立法に向けた提言」(2024年1月18日)の第一の柱です。

これに加えて、2022年の民事訴訟法の改正によって、2026年5月までに民事訴訟のオンライン申立てが開始されることになり、裁判所には、オンライン申立ての訴訟と従来型の書面(紙)による申立ての訴訟が併存する状態となります。その結果、裁判所において、書面(紙)による訴訟関係書類を全て電子化する作業が必要となり、裁判所の負担が増加します。その負担増と経費増をできる限り減少させるためには、訴訟当事者からのオンライン申立ての割合を増加させることが必要であり、そのためにはオンライン申立てをした場合の提訴手数料を書面(紙)による申立ての場合よりも低額にすることが重要となります。この様にオンライン申立てに更なる経済的インセンティブを付与するという視点が、日弁連提言の第二の柱です。

以上二つの主張の柱を実現するために、経済界、労働界、消費者団体、日弁連等の諸団体からの意見を聴取し、すみやかに日弁連の提言の具体化を検討する組織を立ち上げることが、日弁連提言の三つ目の柱です。

世界中の市民や企業に対し、日本での民事訴訟手続を利用しやすくして裁判を受ける権利を保障するという国際人権法の目的に沿って、日弁連の今回の提言を公表するものです。

目 次

I	アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと比較した 日本の民事第一審訴訟新受件数の著しい少なさ	4頁
II	日本の提訴手数料は提訴の障害になっていませんか？	5頁
III	日本の現在の民事訴訟手数料の実状	6頁
IV	日本の現在の民事訴訟手数料に対する民事訴訟利用者の声	
	1 民事訴訟手続利用者(一般)の声	7頁
	2 弁護士の声	8頁
	① 日弁連アンケートから	
	② 2014年11月30日東京弁護士会「民事司法実情調査アンケート」結果報告書から	
	③ 全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団から日弁連宛2024年5月付 「消費者特別基金からのご支援の要望書」からの抜粋	
	3 2022年第208回通常国会衆・参法務委員会附帯決議	9頁
	4 2020年3月17日日本商工会議所・東京商工会議所 「知的財産政策に関する意見」から	9頁
V	日弁連からの提言	10頁
	その1(提訴手数料の低・定額化)	
	その2(オンライン申立てをした当事者に付与する 経済的インセンティブの更なる拡充)	
	その3(検討組織のすみやかな立ち上げ)	
番外	コラム	
	オンライン申立てへのインセンティブ付与に関する韓国の実践例と その効果を報ずる韓国のメディア記事	11頁

I アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと比較した日本の民事第一審訴訟新受件数の著しい少なさ

なぜ日本の訴訟件数がこんなに少ないのでしょうか？
アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスと比較すると大きく違います。

人口10万人あたりの年間新受件数の比較(1997年)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	日本
民事第一審訴訟 新受件数	15,670,573	2,338,145	2,109,251	1,114,344	422,708
人口10万人あたりの 年間新受件数	5,873	4,478	2,571	1,913	334

日 本ー地方裁判所民事通常第一審訴訟新受件数と簡易裁判所民事通常第一審訴訟新受件数の合計
アメリカー連邦地方裁判所の民事トライアル事件と州(アリゾナ・ジョージアを除く)の裁判所の民事
トライアル事件の合計

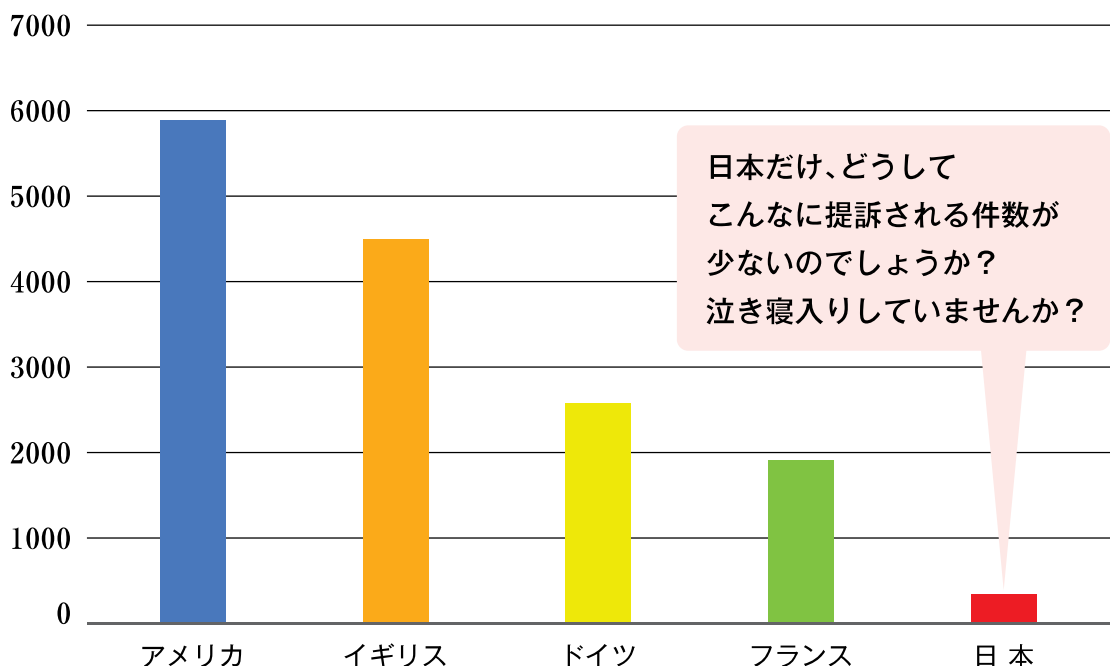
イギリスー高等法院大法官部の新受件数、同女王座部の新受件数、同オフィシャルレフリー部の新受件
数及びカウンティコートの民事訴訟事件の新受件数の合計

ド イ ツー地方裁判所の訴訟事件の新受件数と区裁判所の新受件数の合計

フランスー大審裁判所の訴訟事件の新受件数と小審裁判所の訴訟事件の新受件数の合計

※出典:司法制度改革審議会第8回会議(1999年12月8日)に最高裁判所が提出した資料16に基づき算出

人口10万人あたりの民事第一審訴訟新受件数



II

日本の提訴手数料は提訴の障害になっていませんか？

提訴手数料の定め方は各国それぞれ異なっています。フランスは、裁判を受ける権利を保障する観点から手数料はほぼ無料とされています。アメリカは、訴額にかかわらず一定の手数料で訴えを受理し、その後の手続の進行に応じて費用が発生する仕組みとなっています。また、プライスカップ(上限額)のあるスライド制度を導入している国もあります。

日本の提訴手数料は、1884年(明治17年)4月に民事訴訟印紙規則が施行されるまで無料でした。1875年(明治8年)5月に大審院が開庁して以来、訴訟事件数は増加を続け、1883年(明治16年)には調停の件数も100万件を超えるという状況に達していました。

日本政府は、この事態に対応するために、1884年(明治17年)に「民事訴訟印紙規則」を制定し、同年4月から「手数料制度」を導入しました。同規則の制定を議論した元老院会議では、「手数料制度」の導入理由として、「濫訴」を防止し、裁判所の負担を軽減することが挙げられました。

その結果、1884年(明治17年)以降、日本の訴訟事件は次表のとおり急激に減少しました。

年 度 (明治)	最高裁 (大審院)	高 裁 (控訴院)	地 裁	簡 裁 (治安区)	調 停 (勸 解)
16(1883)	803	6,069	52,432	187,243	1,094,659
17(1884)	536	3,938	30,158	108,439	760,992
18(1885)	427	1,605	11,946	40,065	592,588
19(1886)	305	1,683	12,073	37,847	509,915
20(1887)	433	2,023	11,603	39,405	388,225
21(1888)	544	2,652	11,737	38,970	327,600
22(1889)	771	2,496	11,433	40,637	323,422
23(1890)	627	2,603	13,264	64,166	372,907

※各年度の民事訴訟新受事件数は、最高裁判所事務総局編「明治以降裁判統計要覧」から引用。

日本におけるこの歴史的事実に照らすと、日本の提訴手数料制度には、訴えの件数を抑制する目的が流れていると言えるでしょう。

Ⅲ

日本の現在の民事訴訟手数料の実状

- 2003年の民訴費用法改正以降においても、訴額（請求金額）が高くなると提訴手数料も引上げられる体系は続いており、**上限額の定めもなく天井知らずです。**

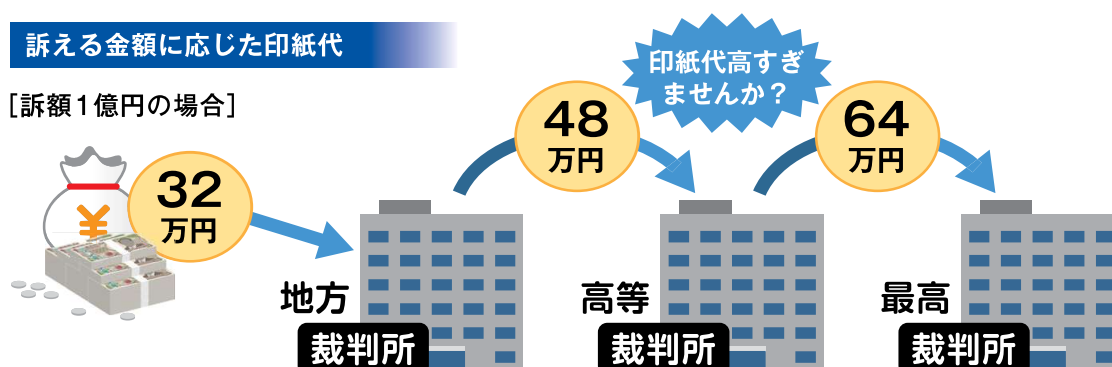
いくつかの訴額を例にとって提訴手数料を示すと、現状は下記のとおりです。

現行民訴費用法による提訴手数料、控訴手数料、上告手数料の額

訴 額	提訴手数料	控訴手数料 (提訴手数料の1.5倍)	上告手数料 (提訴手数料の2倍)
10万円	1,000円	1,500円	2,000円
100万円	10,000円	15,000円	20,000円
1,000万円	50,000円	75,000円	100,000円
3,000万円	110,000円	165,000円	220,000円
5,000万円	170,000円	255,000円	340,000円
1億円	320,000円	480,000円	640,000円
5億円	1,520,000円	2,280,000円	3,040,000円
10億円	3,020,000円	4,530,000円	6,040,000円
50億円	11,020,000円	16,530,000円	22,040,000円
100億円	16,020,000円	24,030,000円	32,040,000円
1,000億円	106,020,000円	159,030,000円	212,040,000円

訴える金額に応じた印紙代

[訴額1億円の場合]



- 2022年の民訴費用法の改正でオンライン申立ての提訴手数料は、書面による申立ての場合の提訴手数料よりも若干減額されることになりましたが、**その減額金額は訴え提起及び控訴申立ての場合は金1,100円に過ぎず、上告の提起又は上告受理申立ての場合も金1,600円に過ぎません。**

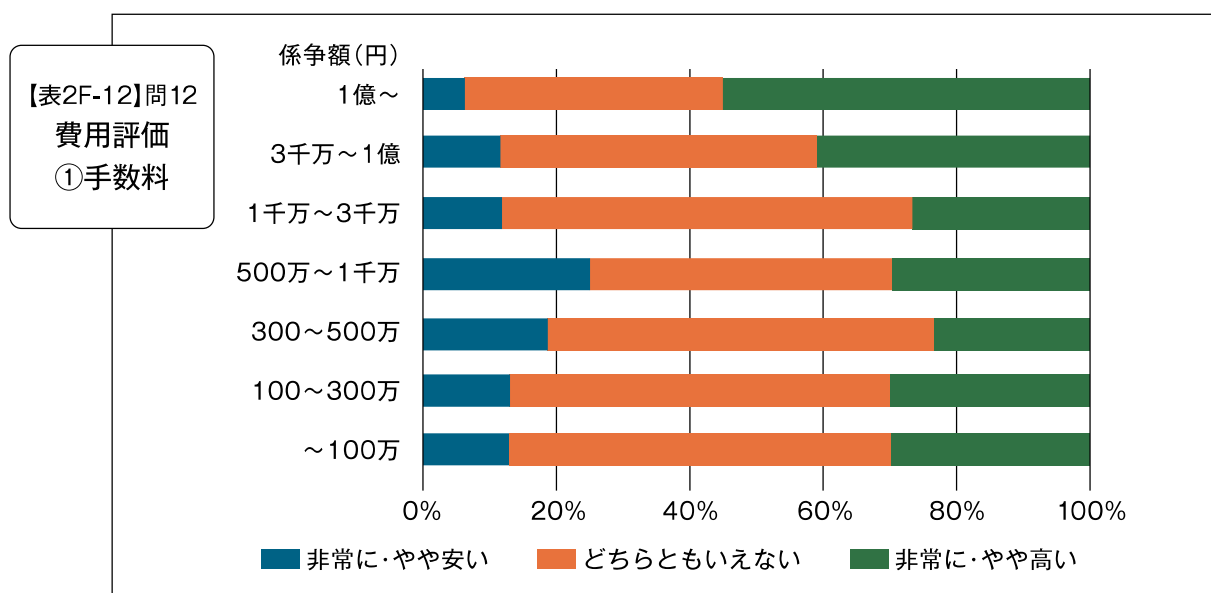
1 民事訴訟手続利用者(一般)の声

1999年7月から内閣に設置された司法制度改革審議会は、2001年6月の最終意見書「21世紀の日本を支える司法制度」の「おわりに」において、「何より重要なことは、司法制度の利用者の意見・意識を汲み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させていくことであり、利用者の意見を実証的に検証していくために必要な調査等を定期的・継続的に実施し、国民の期待に応える制度等の改革・改善を行っていくべきである。」と強調しています。

この提言をうけて、民事訴訟及び調査の専門家である14名の大学教授を中心に、2005年に「民事訴訟制度研究会」(代表 垣内秀介東京大学教授)が結成され、2006年以降ほぼ5年おきに「民事訴訟利用者に対するアンケート調査」を実施し、その結果の取りまとめを株式会社商事法務から発刊・公表しています。直近では、2021年にアンケートを実施し、その結果も公表しています。そこでの日本の提訴手数料に対する民事訴訟利用者の声は、次のとおりです。

「手続利用者から見た民事訴訟の実際—2021年民事訴訟利用者調査—」抜粋

<https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/records/2007818>



『わからない／支払わなかった』を除いた数字により計算すると、係争額1,000万円以下の民事訴訟利用者の29%は手数料が高いと回答し、1,000万円を超えると36%、1億円を超えると55%の利用者が、手数料が高いと回答しています。

2 弁護士の声

① 日弁連アンケートから(2007年5月実施)

- ・依頼者の負担感について、請求額によっては負担だと思う----- 70%
- ・提訴手数料が高いために訴訟提起や上訴を諦めた----- 20%
- ・
一部請求としたり、請求額を減額した----- 60%
- ・現行の提訴手数料を改革すべき----- 75%
- ・提訴手数料の低額化・上限額設定で、訴訟件数が増えると思う----- 70%

② 2014年11月30日東京弁護士会「民事司法実情調査アンケート」結果報告書から

- ・提訴手数料が障害となって訴えの提起を断念した経験が
「よくある」「たまにある」の合計 ----- 48.9%
- ・一部請求として訴えを提起した経験が「よくある」「たまにある」の合計----- 72.4%

③ 全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団から日弁連宛2024年5月付「消費者特別基金からのご支援の要望書」からの抜粋

集団調停の申立てについて(略)当弁護団は、話し合いの土俵を東京地方裁判所に移し、裁判所の調停手続による適正迅速な期日管理の下で、交渉を加速し早期解決を図るため、次のとおり東京地方裁判所に集団民事調停を申立てました。第1次集団民事調停申立て(請求 金35億7774万7639円 被害者109名)及び第2次集団調停申立て(請求 金8億5074万2525円 被害者30名)(中略)裁判費用について 前述の東京地方裁判所における集団民事調停申立てに際しては、印紙代をできる限り低額に押さえるべく、「調停事項の価額」を申立て人1名につき160万円とすることを求める要望書を提出しました。しかし、一定の減額は認められたものの、裁判所からは、印紙代として第1次集団民事調停申立て事件については327万7000円、第2次集団民事調停申立て事件については103万4200円、合計431万1200円の納付を命じられました。(略)今後も印紙代の納付が必要となる上に、上記調停に関し民事訴訟の提起をせざるを得ない場合には、さらに多額の印紙代の納付を余儀なくされますので、今後も多額の支出が見込まれます。

3 2022年第208回通常国会衆・参法務委員会附帯決議

- ① 両議院法務委員会附帯決議第1項「本法施行後において、訴訟手続の電子化が速やかに行われ、適切な裁判が実施されるよう環境整備及び事務負担の軽減に努めること。」
- ② 参議院法務委員会附帯決議第9項「訴えの提起の手数料の在り方について、本法施行後における裁判手続の事務処理の実態等のほか、訴える側の資力により適正な訴額の請求を断念せざるを得ない状況があるとの指摘や、手数料の低額化及びその算出を簡明なものとする定額化を検討すべきとの指摘も踏まえつつ、関係団体の意見聴取にも努めるなどしながら、負担の公平の見地から、必要な検討を行うこと。」

4 2020年3月17日日本商工会議所・東京商工会議所 「知的財産政策に関する意見」から

訴訟提起へのハードル引き下げを

- (1) 知財訴訟における弁護士費用や調査費用、損害賠償請求・差止請求のための**手数料等、費用負担を補助する補助金を創設すべき**である。
- (2) 訴額に比例した裁判費用は、中小企業が多額の損害賠償額を求めて訴訟提起することを**難しくしている**。例えば、訴額が3億円の訴訟を提起する場合には、一審だけでも手数料として92万円を裁判所に納付する必要があることに加え、被疑侵害品の差止請求や控訴を行えば、更なる手数料の納付が求められる。(中略)こうした観点から、**提訴手数料の低額化・定額化をはかること**。



その1

提訴手数料の低・定額化

①提訴手数料にプライスカップ制(上限額)を導入する

これに伴い訴訟の目的の価額に対応させる方法で各提訴手数料の全てを減額させる。

②控訴手数料、上告手数料の全てを減額させる

・控訴手数料は提訴手数料と同額にする。(現行は1.5倍)

・上告手数料は提訴手数料の1.5倍とする。(現行は2倍)

その2

オンライン申立てをした当事者に付与する 経済的インセンティブの更なる拡充

書面(紙)による申立ては、記録の電子化の事務負担を増やす一方、オンラインによる申立ては、債権執行などにおいて、申立書のチェックにかかる作業を大幅に減らし、資格証明書などのバックオフィス連携による取得を可能にするなど、申立人側と裁判所のいずれにとっても事務手続の効率化・迅速化に資することから、オンライン申立てを推進するため、利用者に使いやすい裁判所のシステム構築と合わせて、オンライン申立ての提訴手数料を書面による申立ての場合よりもさらに低額にする。

その3

検討組織のすみやかな立ち上げ

経済界、労働界、消費者団体、日弁連等の民事司法手続利用者の意見を聴取し、上記2つの課題について迅速に検討を開始すべきである。

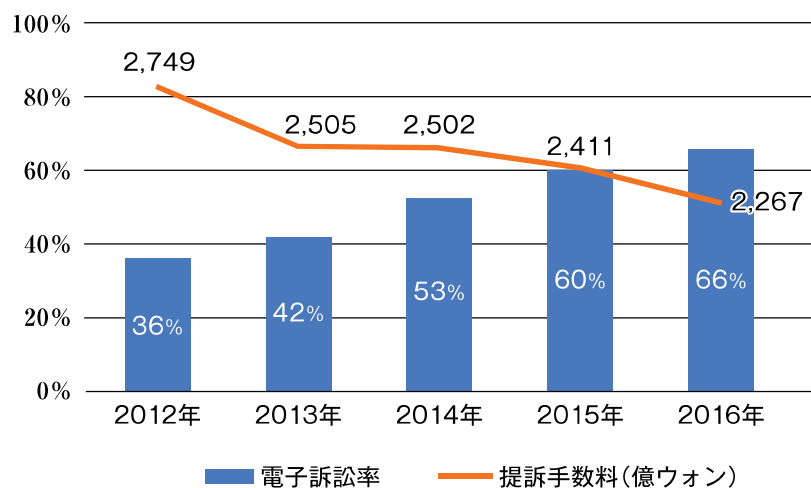
オンライン申立てへのインセンティブ付与に関する 韓国の実践例とその効果を報ずる韓国のメディア記事

韓国では、2011年5月にスタートした電子訴訟制度において、オンライン申立てへのインセンティブとして、電子訴訟を利用した場合、印紙代を10%減額する措置がされました。

韓国のメディア記事によると、このインセンティブ措置により、電子訴訟制度のスタートから5年間で、印紙代が累積で1,310億ウォン削減され^{※1}、国民の経済的負担が大幅に軽減されたと報道されています。

このインセンティブ措置は、電子訴訟率の向上にも影響を与えたと評価されています^{※2}。

韓国電子訴訟率と提訴手数料の推移



	電子訴訟率	提訴手数料(億ウォン)	累積削減額(億ウォン)
2012年	36%	2,749	
2013年	42%	2,505	244
2014年	53%	2,502	247
2015年	60%	2,411	338
2016年	66%	2,267	482
∴			1,311
2021年	97%		

(出典)2017年10月24日The Law Journal記事

URL: <http://www.lec.co.kr/news/articleView.html?idxno=45783>

※1 2012年の印紙代収入2,749億ウォンに対する2013年から2016年までの累積削減額

※2 韓国司法年鑑によると、2021年の電子訴訟率は97%まで増加しています。

日本弁護士連合会
民事司法改革総合推進本部